

令和8年1月分

令和8年3月3日発行

ハローワークちばみなみ



求人・求職のバランス、賃金情報

☆ 職種別求人・求職・賃金バランスシート

1月中に新たに受理した求人票の下限及び上限の平均賃金（税込み）、求職票の月額最低希望賃金（税込み）平均値及び求人、求職のパート賃金（時間給）です。

☆ 有効求人・有効求職のバランス

☆ 産業別求人賃金一覧表

☆ 中途採用時賃金月額

令和7年10月～令和7年12月の雇用保険被保険者資格取得者（新規学卒を除く）採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆ 新規学校卒業者初任給情報

令和7年3月～令和7年5月の雇用保険被保険者資格取得者のうち、新規学卒者の採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆ 千葉県の最低賃金一覧表

千葉県内のすべての事業場で働く労働者に適用される「千葉県最低賃金」、特定の業種の事業場で働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」の一覧表です。

☆ 地域別最低賃金一覧（47都道府県）

都道府県別最低賃金の改定状況です。

千葉南公共職業安定所

〒260-0842

千葉市中央区南町2-16-3

海気館蘇我駅前ビル3階・4階

TEL 043-300-8609

FAX 043-300-8619

職種別求人・求職・賃金バランスシート

ハローワーク千葉南
2026年01月

常用的フルタイム			常用的フルタイム(月額:円)			職 種	常用的パートタイム			常用的パートタイム(時間:円)		
有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金 上限	下限	求職希望 賃金		有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金 上限	下限	求職希望 賃金
4,057	4,060	1.00	303,583	232,008	248,502	職 業 計	2,156	2,449	0.88	1,491	1,307	1,236
14	27	0.52	351,251	257,789	361,667	A管理的職業従事者	0	6	-	0	0	1,200
0	0	-	0	0	0	01 管理的公務員	0	1	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	02 法人・団体役員	0	0	-	0	0	0
12	14	0.86	351,251	257,789	400,000	03 法人・団体管理職員	0	2	-	0	0	1,200
2	13	0.15	0	0	354,000	04 その他の管理的職業従事者	0	3	-	0	0	0
801	559	1.43	320,121	246,949	278,041	B専門的・技術的職業従事者	372	272	1.37	1,732	1,546	1,430
0	7	-	0	0	300,000	05 研究者	0	4	-	0	0	0
0	2	-	0	0	0	06 農林水産技術者	0	2	-	0	0	0
14	27	0.52	400,000	248,333	300,000	07 製造技術者(開発)	0	5	-	0	0	0
7	56	0.13	225,000	205,000	281,538	08 製造技術者(開発を除く)	0	12	-	0	0	1,575
141	37	3.81	398,440	255,210	328,889	09 建築・土木・測量技術者	2	9	0.22	0	0	1,500
43	84	0.51	266,175	216,225	276,000	10 情報処理・通信技術者	0	19	-	0	0	1,833
9	3	3.00	0	0	0	11 その他の技術者	4	5	0.80	0	0	1,200
8	9	0.89	415,256	331,763	250,000	12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	6	7	0.86	2,228	2,169	2,000
160	61	2.62	314,986	244,673	303,571	13 保健師、助産師、看護師	103	63	1.63	1,856	1,669	1,583
70	25	2.80	306,610	253,496	295,000	14 医療技術者	23	11	2.09	2,056	1,801	800
23	27	0.85	237,775	220,882	205,714	15 その他の保健医療従事者	10	9	1.11	1,390	1,185	1,350
292	85	3.44	305,641	242,001	270,000	16 社会福祉専門職業従事者	197	71	2.77	1,522	1,345	1,268
0	3	-	0	0	300,000	17 法務従事者	2	0	-	0	0	0
3	6	0.50	0	0	0	18 経営・金融・保険専門職業従事者	1	6	0.17	0	0	1,500
14	16	0.88	430,000	320,000	276,000	19 教員	17	10	1.70	1,356	1,310	1,370
0	0	-	0	0	0	20 宗教家	0	0	-	0	0	0
0	7	-	0	0	200,000	21 著述家、記者、編集者	1	5	0.20	0	0	0
1	56	0.02	0	0	256,000	22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	0	15	-	0	0	1,238
0	0	-	0	0	0	23 音楽家、舞台芸術家	0	0	-	0	0	0
16	48	0.33	251,764	250,342	262,500	24 その他の専門的職業従事者	6	19	0.32	0	0	1,220
305	1,205	0.25	256,417	212,222	228,122	C事務従事者	187	614	0.30	1,349	1,233	1,232
193	1,000	0.19	248,647	208,968	225,077	25 一般事務従事者	84	517	0.16	1,406	1,280	1,222
22	83	0.27	322,763	237,488	227,857	26 会計事務従事者	11	28	0.39	1,260	1,180	1,430
18	37	0.49	256,973	218,473	258,750	27 生産関連事務従事者	14	15	0.93	1,150	1,150	1,145
17	55	0.31	271,150	209,119	267,500	28 営業・販売事務従事者	9	7	1.29	1,295	1,145	1,200
0	1	-	0	0	200,000	29 外勤事務従事者	0	0	-	0	0	0
50	8	6.25	228,260	228,260	250,000	30 運輸・郵便事務従事者	5	5	1.00	1,140	1,140	0
5	21	0.24	246,933	206,933	250,000	31 事務用機器操作の職業	64	42	1.52	1,272	1,142	1,192
193	179	1.08	312,182	232,801	266,000	D販売従事者	51	98	0.52	1,390	1,292	1,138
112	90	1.24	323,509	227,059	227,500	32 商品販売従事者	50	91	0.55	1,338	1,260	1,146
0	7	-	0	0	250,000	33 販売類似職業従事者	0	0	-	0	0	0
81	82	0.99	306,664	235,598	304,118	34 営業職業従事者	1	7	0.14	1,650	1,450	1,080
517	369	1.40	258,949	218,722	229,211	Eサービス職業従事者	862	281	3.07	1,564	1,294	1,183
0	0	-	0	0	0	35 家庭生活支援サービス職業従事者	10	0	-	0	0	0
329	124	2.65	270,011	220,820	236,552	36 介護サービス職業従事者	548	73	7.51	1,705	1,347	1,266
55	25	2.20	210,159	195,401	230,000	37 保健医療サービス職業従事者	31	15	2.07	1,421	1,216	1,163
12	20	0.60	291,000	227,333	260,000	38 生活衛生サービス職業従事者	16	9	1.78	1,300	1,200	1,108
30	88	0.34	203,233	196,597	223,333	39 飲食調理従事者	124	104	1.19	1,205	1,163	1,146
45	56	0.80	285,000	225,000	225,000	40 接客・給仕職業従事者	75	39	1.92	1,299	1,185	1,187
2	29	0.07	197,000	197,000	188,000	41 居住施設・ビル等管理人	3	15	0.20	1,225	1,225	1,167
44	27	1.63	260,945	237,394	228,571	42 その他のサービス職業従事者	55	26	2.12	1,292	1,213	1,225
78	47	1.66	255,366	222,437	237,273	F保安職業従事者	121	23	5.26	1,285	1,207	1,139
0	2	-	0	0	0	43 自衛官	0	0	-	0	0	0
0	1	-	0	0	0	44 司法警察職員	0	0	-	0	0	0
78	44	1.77	255,366	222,437	237,273	45 その他の保安職業従事者	121	23	5.26	1,285	1,207	1,139
18	25	0.72	258,300	221,250	153,333	G農林漁業従事者	6	18	0.33	1,254	1,183	1,188
18	25	0.72	258,300	221,250	153,333	46 農業従事者	6	17	0.35	1,254	1,183	1,188
0	0	-	0	0	0	47 林業従事者	0	1	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	48 漁業従事者	0	0	-	0	0	0
685	229	2.99	297,142	222,789	265,143	H生産工程従事者	46	65	0.71	1,440	1,200	1,326
16	5	3.20	293,550	210,700	250,000	49 生産設備制御・監視従事者(金属製品)	0	0	-	0	0	0
84	16	5.25	274,363	229,604	250,000	50 生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	1	3	0.33	1,350	1,300	1,400
0	6	-	0	0	250,000	51 機械組立設備制御・監視従事者	0	2	-	0	0	0
154	40	3.85	317,981	229,625	285,714	52 製品製造・加工処理従事者(金属製品)	15	8	1.88	1,713	1,197	1,170
73	36	2.03	240,899	203,191	243,333	53 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	16	25	0.64	1,207	1,140	1,350
26	16	1.63	367,500	223,500	0	54 機械組立従事者	3	5	0.60	0	0	1,367
249	41	6.07	301,115	225,126	301,429	55 機械整備・修理従事者	6	10	0.60	0	0	1,323
21	5	4.20	342,300	228,200	250,000	56 製品検査従事者(金属製品)	0	0	-	0	0	0
14	9	1.56	251,947	206,647	0	57 製品検査従事者(金属製品を除く)	0	4	-	0	0	1,370
1	5	0.20	240,000	230,000	0	58 機械検査従事者	0	0	-	0	0	0
47	50	0.94	370,133	233,333	246,667	59 生産関連・生産類似作業従事者	5	8	0.63	1,425	1,245	0
363	231	1.57	300,529	229,029	267,069	I輸送・機械運転従事者	187	58	3.22	1,250	1,209	1,220
0	0	-	0	0	0	60 鉄道運転従事者	0	0	-	0	0	0
294	111	2.65	296,026	229,364	276,667	61 自動車運転従事者	183	40	4.58	1,240	1,197	1,258
0	0	-	0	0	0	62 船舶・航空機運転従事者	0	0	-	0	0	0
36	49	0.73	307,667	246,667	238,667	63 その他の輸送従事者	0	8	-	0	0	1,000
33	71	0.46	328,987	219,126	277,500	64 定置・建設機械運転従事者	4	10	0.40	1,400	1,400	1,167
788	77	10.23	393,873	254,469	267,273	J建設・採掘従事者	27	11	2.45	1,531	1,209	1,300
138	15	9.20	452,591	248,809	300,000	65 建設躯体工事従事者	0	1	-	0	0	0
234	23	10.17	376,092	253,064	275,000	66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	19	7	2.71	1,785	1,178	1,300
145	22	6.59	381,352	269,169	262,500	67 電気工事従事者	2	1	2.00	1,200	1,200	0
271	17	15.94	406,600	246,073	226,000	68 土木作業従事者	6	2	3.00	1,386	1,244	0
0	0	-	0	0	0	69 採掘従事者	0	0	-	0	0	0
295	515	0.57	267,540	216,667	230,588	K運搬・清掃・包装等従事者	297	610	0.49	1,282	1,192	1,174
179	209	0.86	277,940	217,649	251,087	70 運搬従事者	23	76	0.30	1,263	1,193	1,206
33	76	0.43	268,210	210,937	202,308	71 清掃従事者	110	180	0.61	1,281	1,204	1,136
17	11	1.55	294,080	294,080	200,000	72 包装従事者	40	23	1.74	1,383	1,168	0
66	219	0.30	240,297	212,397	217,619	73 その他の運搬・清掃・包装等従事者	124	331	0.37	1,270	1,186	1,204

❖ 求人賃金は当月中に新たに受付けた求人の所定内賃金の上限・下限の平均値。数値は常用(新規学卒、臨時・季節を除く)。
❖

有効求人・有効求職のバランス (令和8年1月分)

ハローワーク千葉南

グラフ 1 常用

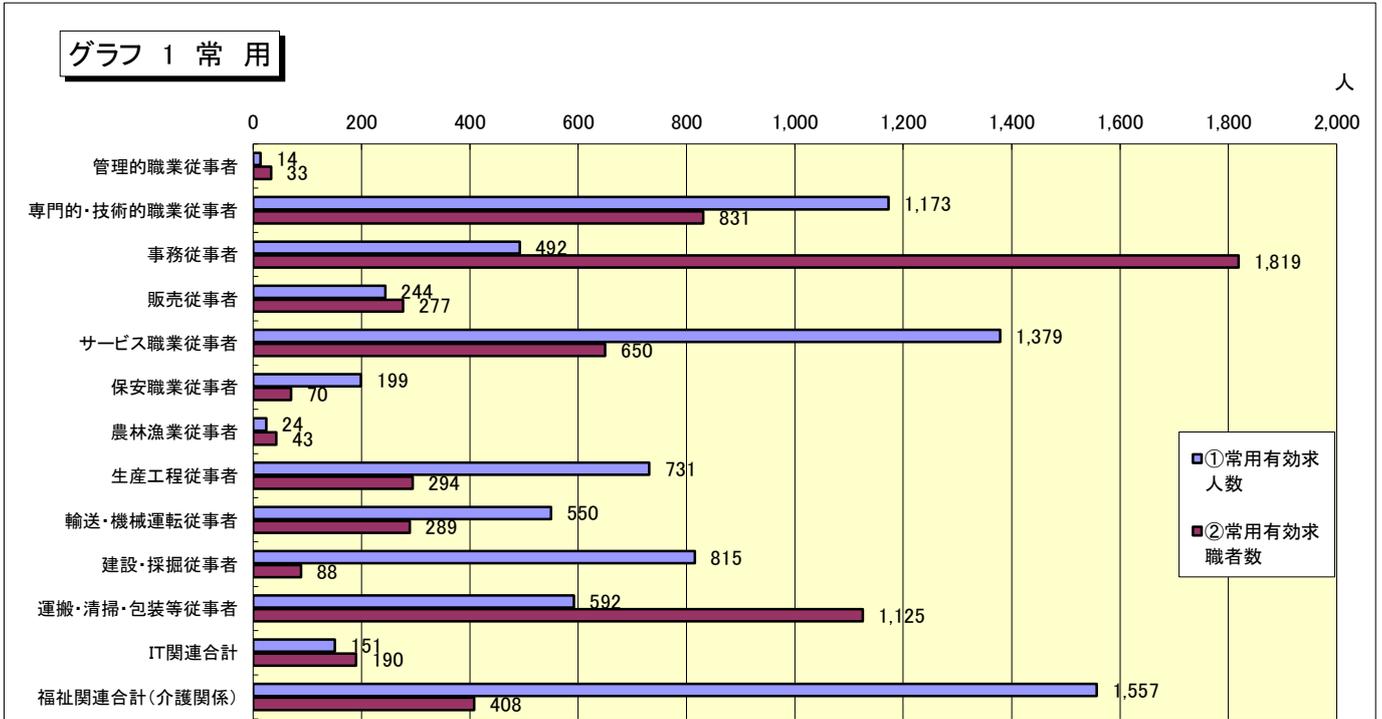
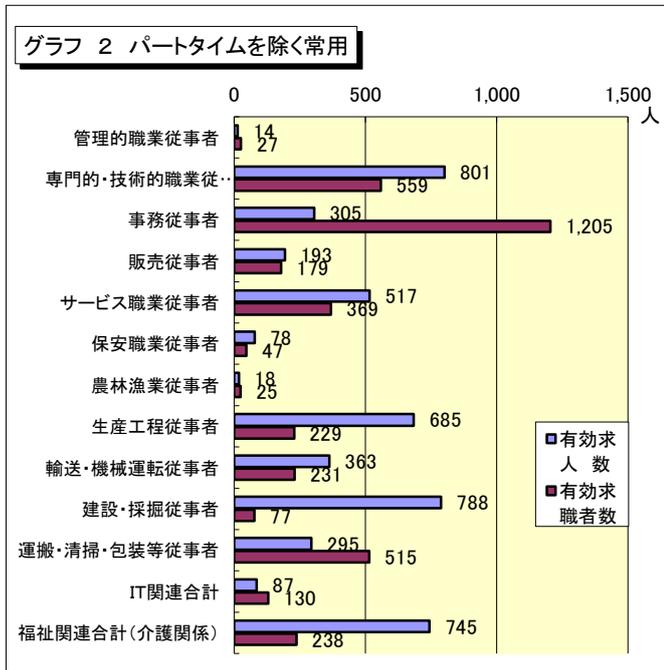


表 有効求人人数・有効求職者数・有効求人倍率(常用)

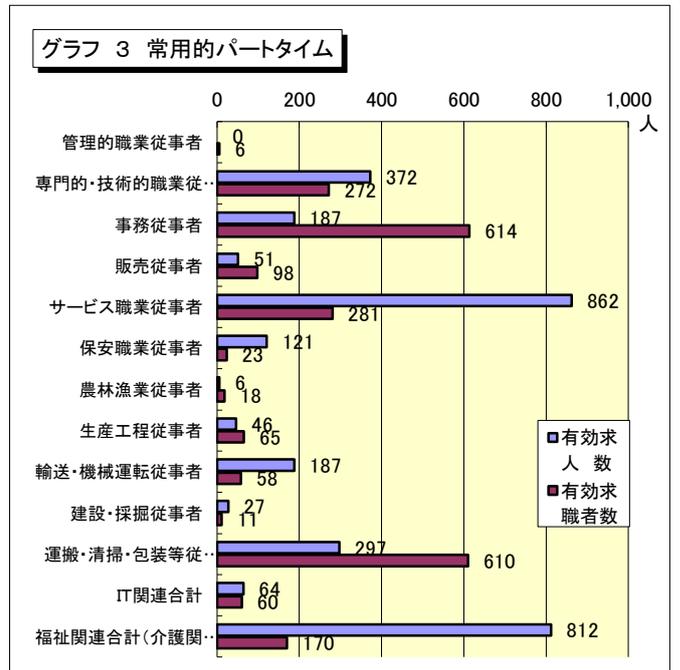
	①常用有効求人人数	②常用有効求職者数	③有効求人倍率	④うちパートタイムを除く常用			⑤うち常用的パートタイム		
				有効求人人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人人数	有効求職者数	有効求人倍率
合計	6,213	5,519	1.13	4,057	3,463	1.17	2,156	2,056	1.05
管理的職業従事者	14	33	0.42	14	27	0.52	0	6	0.00
専門的・技術的職業従事者	1,173	831	1.41	801	559	1.43	372	272	1.37
事務従事者	492	1,819	0.27	305	1,205	0.25	187	614	0.30
販売従事者	244	277	0.88	193	179	1.08	51	98	0.52
サービス職業従事者	1,379	650	2.12	517	369	1.40	862	281	3.07
保安職業従事者	199	70	2.84	78	47	1.66	121	23	5.26
農林漁業従事者	24	43	0.56	18	25	0.72	6	18	0.33
生産工程従事者	731	294	2.49	685	229	2.99	46	65	0.71
輸送・機械運転従事者	550	289	1.90	363	231	1.57	187	58	3.22
建設・採掘従事者	815	88	9.26	788	77	10.23	27	11	2.45
運搬・清掃・包装等従事者	592	1,125	0.53	295	515	0.57	297	610	0.49
IT関連合計	151	190	0.79	87	130	0.67	64	60	1.07
福祉関連合計(介護関係)	1,557	408	3.82	745	238	3.13	812	170	4.78

※その他の職業を除く。IT関連合計、福祉関連合計は内数。

グラフ 2 パートタイムを除く常用



グラフ 3 常用的パートタイム



産業別求人賃金一覧表

令和8年1月分

ハローワーク千葉南

産 業 別	一般（パートを除く）[月額：円]	パートタイマー[時間額：円]
D 建設業	317,000	1,390
総合工事業	323,000	1,340
E 製造業	256,000	1,200
食料品製造業	210,000	1,170
繊維工業	-	-
パルプ・紙・紙加工品製造業	261,000	-
印刷・同関連業	229,000	1,330
化学工業	241,000	-
プラスチック製品製造業	244,000	1,140
金属製品製造業	262,000	1,170
生産用機械器具製造業	346,000	1,250
電気機械器具製造業	-	-
（民生用電気機器等）	-	-
（電子機器等）	245,000	-
輸送用機械器具製造業	299,000	-
（自動車・同附属品製造業）	299,000	-
（精密機械器具等）	-	-
その他の製造業	259,000	-
G 情報通信業	219,000	-
H 運輸業，郵便業	258,000	1,250
I 卸売業，小売業	258,000	1,260
卸売業	249,000	1,180
小売業	269,000	1,260
J 金融業，保険業	-	-
K 不動産業，物品賃貸業	282,000	1,370
M 宿泊業，飲食サービス業	225,000	1,220
宿泊業	225,000	1,220
飲食店	-	-
O 教育，学習支援業	263,000	1,330
P 医療，福祉	257,000	1,460
医療業	252,000	1,470
社会保険・社会福祉・介護事業	260,000	1,460
Q 複合サービス事業	255,000	-
R サービス業（他に分類されないもの）	247,000	1,250

（注）令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

中途採用時賃金月額

【令和7年10月～令和7年12月】

千葉労働局

(単位:千円)

区分	年齢計	19歳	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65歳	対象者数 (単位:人)	
		以下	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳	64歳	以上		
産業別	農業、林業、漁業	222	200	210	224	220	226	217	263	246	209	203	193	236
	鉱業、採石業、砂利採取業	296	0	256	0	0	0	397	471	250	252	260	173	10
	建設業	278	221	235	265	277	287	318	307	307	327	305	291	3,571
	製造業	273	211	222	251	269	275	285	302	319	323	289	242	2,431
	電気・ガス・熱供給・水道業	352	0	360	312	378	301	398	300	270	382	421	0	26
	情報通信業	320	300	266	285	321	280	382	416	336	291	492	204	233
	運輸業、郵便業	271	208	246	261	262	276	293	288	288	280	263	237	2,781
	卸売業、小売業	261	211	224	248	263	271	278	277	279	305	270	253	2,982
	金融業、保険業	247	0	213	216	253	241	259	258	247	352	279	223	268
	不動産業、物品賃貸業	273	207	238	258	272	273	293	292	309	313	299	211	520
	学術研究、専門・技術サービス業	284	220	227	249	291	301	317	319	317	348	330	202	733
	宿泊業、飲食サービス業	254	218	235	242	266	246	259	280	276	268	275	228	994
	生活関連サービス業、娯楽業	257	227	230	260	289	283	268	267	268	248	245	163	885
	教育、学習支援業	258	260	227	253	281	283	283	252	237	249	256	233	296
	医療、福祉	261	204	231	283	280	265	261	264	260	252	246	227	5,423
	複合サービス事業	228	206	221	246	245	246	240	221	254	303	96	117	56
	サービス業(他に分類されないもの)	244	202	226	239	251	254	260	253	259	254	235	204	2,333
	公務(他に分類されるものを除く)・その他	269	0	232	251	435	363	216	237	221	251	288	300	58
	職業別	専門的・技術的職業	291	216	240	298	306	298	300	304	294	307	294	252
管理的職業		330	302	239	276	280	330	336	349	385	416	397	280	501
事務的職業		265	215	225	248	271	268	279	275	272	304	286	231	3,106
販売の職業		250	207	227	245	251	245	259	279	263	279	230	232	1,618
サービスの職業		246	209	225	241	255	253	256	260	257	257	244	202	6,205
保安の職業		219	205	230	235	226	233	237	226	223	227	217	190	301
農林漁業の職業		223	195	214	230	217	228	213	251	249	216	228	225	263
運輸・通信の職業		272	208	256	266	265	277	287	283	286	277	257	248	2,688
生産工程・労務の職業		264	218	229	251	265	274	294	286	296	291	283	267	4,498
規模別	4人以下	265	233	234	259	265	269	281	275	288	293	263	238	2,761
	5～29人	261	212	231	249	262	270	278	281	280	282	265	235	7,815
	30～99人	264	213	230	256	267	269	274	277	277	277	271	244	5,251
	100～299人	268	211	231	257	264	272	288	289	281	304	272	243	3,478
	300～499人	266	217	230	254	294	258	297	301	295	280	270	183	1,359
	500～999人	283	227	241	292	296	300	275	285	294	315	358	198	1,604
	1,000人以上	262	213	215	281	300	283	277	261	246	243	227	213	1,568

※基礎データが少ないために、金額が突出的に高く、または低くなっていることがあります。

新規学校卒業者初任給情報【令和7年3月卒業者】

ハローワーク千葉南・千葉労働局
月額(単位:千円)

地域別・学歴別 産業・職業・規模別		ハローワーク千葉南				千葉労働局			
		中学	高校	短大	大学	中学	高校	短大	大学
合計		-	213	235	263	183	211	226	250
産 業 別	農業、林業、漁業	-	-	* 228	-	-	201	223	231
	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	* 198	-	* 241
	建設業	-	202	* 238	262	* 172	228	236	268
	製造業	-	217	230	254	-	210	222	249
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	* 241	-	-	-	212	* 265	253
	情報通信業	-	-	* 200	* 222	-	220	213	243
	運輸業、郵便業	-	216	* 206	264	-	218	222	248
	卸売業、小売業	-	203	248	247	* 189	208	212	241
	金融業、保険業	-	-	-	-	-	215	* 214	249
	不動産業、物品賃貸業	-	-	* 215	* 245	* 200	213	220	257
	学術研究、専門・技術サービス業	-	200	* 211	228	-	210	221	244
	宿泊業、飲食サービス業	-	* 190	* 260	* 227	* 195	211	229	236
	生活関連サービス業、娯楽業	-	218	227	* 228	-	209	223	240
	教育、学習支援業	-	-	261	* 265	-	202	237	262
	医療、福祉	-	202	230	275	* 196	203	231	255
	複合サービス事業	-	* 201	-	* 206	-	200	* 213	227
サービス業(他に分類されないもの)	-	203	* 245	257	-	218	218	246	
公務(他に分類されるものを除く)、その他	-	-	-	-	-	-	-	* 239	
職 業 別	専門的・技術的職業	-	214	239	274	* 190	211	231	256
	管理的職業	-	* 202	-	* 350	-	215	226	298
	事務的職業	-	213	224	243	-	208	213	246
	販売の職業	-	199	255	250	-	211	216	244
	サービスの職業	-	206	226	248	* 203	208	227	241
	保安の職業	-	-	-	* 246	* 200	222	222	237
	農林漁業の職業	-	-	* 223	* 216	-	* 205	221	225
	運輸・通信の職業	-	201	* 201	* 224	* 190	217	216	241
	生産工程・労務の職業	-	221	240	248	* 164	214	225	246
規 模 別	29人以下	-	195	230	235	* 171	211	227	243
	30人～99人	-	212	232	240	* 200	210	227	249
	100人～299人	-	214	223	260	-	210	226	248
	300人以上	-	216	245	271	-	213	224	251
対象人員(人)		0	425	166	367	12	2,666	2,107	6,228

(注1) 賃金欄の「*」は対象人員が10人未満であることを、また「-」は対象者がいないことを表しています。

(注2) 毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

千葉県最低賃金一覧表 マストで守ろう！最低賃金。

最低賃金件名	最低賃金額 時間額（円）	発効 年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	1,140	令和 7.10.3	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味そ製造業を除く。)	1,140	令和 7.10.3	*調味料製造業の特定最低賃金(889円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	鉄鋼業	1,210	令和 7.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※注①	1,140	令和 7.10.3	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	1,169	令和 7.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から (3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	1,140	令和 7.10.3	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	各種商品小売業 ※注②	1,140	令和 7.10.3	*各種商品小売業(848円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	自動車(新車)小売業	1,140	令和 7.10.3	*自動車(新車)小売業(922円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。

※注① はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

※注② 各種商品小売業…衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所

◎ 賃金を上記最低賃金額と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）や臨時に支払われる賃金（結婚手当など）は除外します。

詳しくは、千葉労働局賃金室 TEL043-221-2328
または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください



厚生労働省
最低賃金特設サイト



千葉労働局



労働基準監督署

地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

()内は、令和6年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	1,075 (1,010)	65	令和7年 10月4日
青森	1,029 (953)	76	令和7年 11月21日
岩手	1,031 (952)	79	令和7年 12月1日
宮城	1,038 (973)	65	令和7年 10月4日
秋田	1,031 (951)	80	令和8年 3月31日
山形	1,032 (955)	77	令和7年 12月23日
福島	1,033 (955)	78	令和8年 1月1日
茨城	1,074 (1,005)	69	令和7年 10月12日
栃木	1,068 (1,004)	64	令和7年 10月1日
群馬	1,063 (985)	78	令和8年 3月1日
埼玉	1,141 (1,078)	63	令和7年 11月1日
千葉	1,140 (1,076)	64	令和7年 10月3日
東京	1,226 (1,163)	63	令和7年 10月3日
神奈川	1,225 (1,162)	63	令和7年 10月4日
新潟	1,050 (985)	65	令和7年 10月2日
富山	1,062 (998)	64	令和7年 10月12日
石川	1,054 (984)	70	令和7年 10月8日
福井	1,053 (984)	69	令和7年 10月8日
山梨	1,052 (988)	64	令和7年 12月1日
長野	1,061 (998)	63	令和7年 10月3日
岐阜	1,065 (1,001)	64	令和7年 10月18日
静岡	1,097 (1,034)	63	令和7年 11月1日
愛知	1,140 (1,077)	63	令和7年 10月18日
三重	1,087 (1,023)	64	令和7年 11月21日

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
滋賀	1,080 (1,017)	63	令和7年 10月5日
京都	1,122 (1,058)	64	令和7年 11月21日
大阪	1,177 (1,114)	63	令和7年 10月16日
兵庫	1,116 (1,052)	64	令和7年 10月4日
奈良	1,051 (986)	65	令和7年 11月16日
和歌山	1,045 (980)	65	令和7年 11月1日
鳥取	1,030 (957)	73	令和7年 10月4日
島根	1,033 (962)	71	令和7年 11月17日
岡山	1,047 (982)	65	令和7年 12月1日
広島	1,085 (1,020)	65	令和7年 11月1日
山口	1,043 (979)	64	令和7年 10月16日
徳島	1,046 (980)	66	令和8年 1月1日
香川	1,036 (970)	66	令和7年 10月18日
愛媛	1,033 (956)	77	令和7年 12月1日
高知	1,023 (952)	71	令和7年 12月1日
福岡	1,057 (992)	65	令和7年 11月16日
佐賀	1,030 (956)	74	令和7年 11月21日
長崎	1,031 (953)	78	令和7年 12月1日
熊本	1,034 (952)	82	令和8年 1月1日
大分	1,035 (954)	81	令和8年 1月1日
宮崎	1,023 (952)	71	令和7年 11月16日
鹿児島	1,026 (953)	73	令和7年 11月1日
沖縄	1,023 (952)	71	令和7年 12月1日
全国加重平均額	1,121 (1,055)	66	

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認!

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金制度 検索



賃金引上げ特設ページ

賃金引上げ特設ページ 検索

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。

